

## 平成23年度における契約状況のフォローアップ

平成24年8月

独立行政法人工業所有権情報・研修館

## 1. 平成20年度と平成23年度に締結した契約の状況

(単位：件、億円)

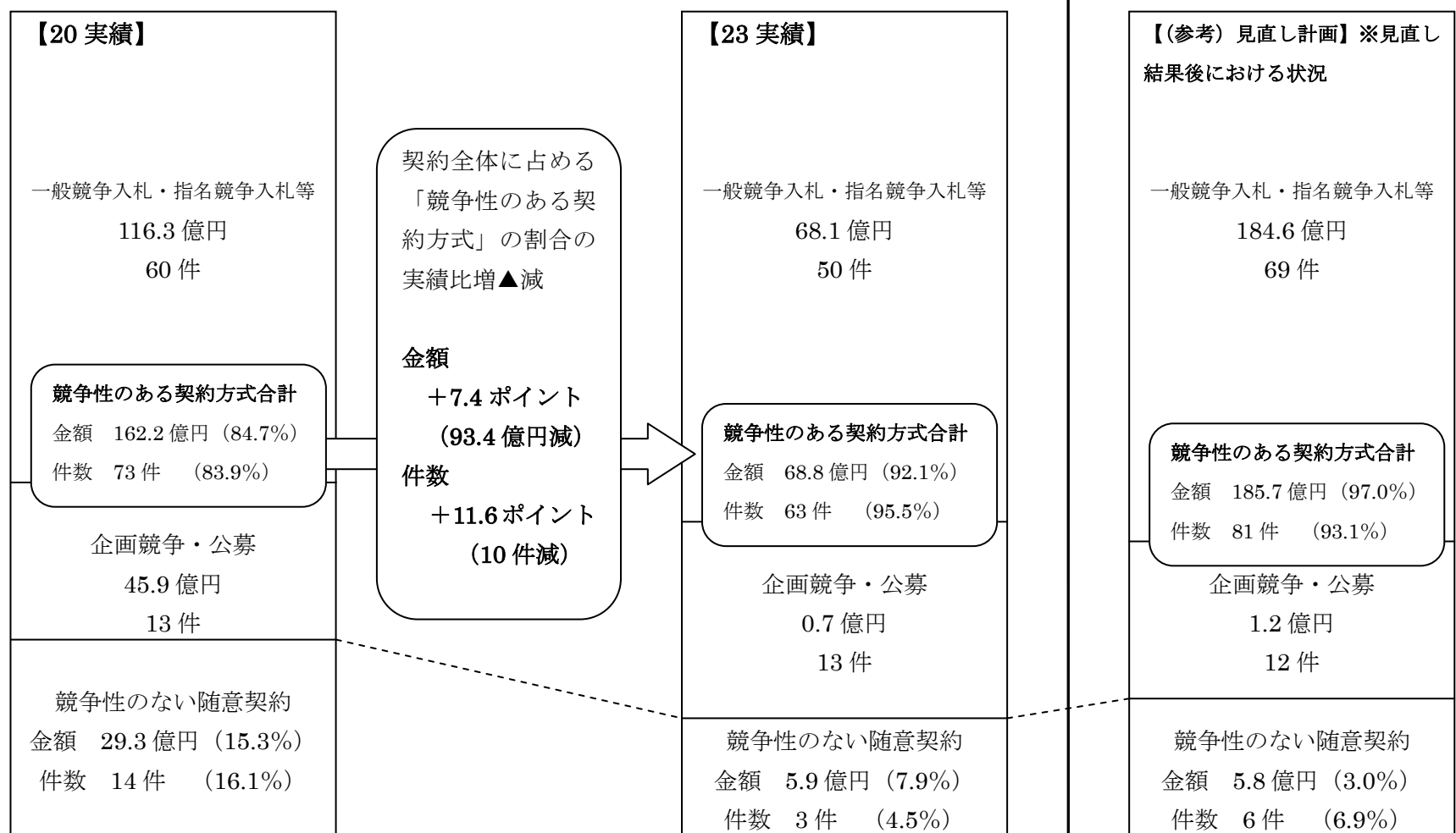
	平成20年度		平成23年度		比較増△減		見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(69.0%) 60	(60.7%) 116.3	(75.8%) 50	(91.2%) 68.1	(△16.7%) △10	(△41.5%) △48.2	(79.3%) 69	(96.3%) 184.6
企画競争・公募	(14.9%) 13	(24.0%) 45.9	(19.7%) 13	(0.9%) 0.7	(0%) 0	(△98.5%) △45.2	(13.8%) 12	(0.6%) 1.2
競争性のある契約(小計)	(83.9%) 73	(84.7%) 162.2	(95.5%) 63	(92.1%) 68.8	(△13.7%) △10	(△57.6%) △93.4	(93.1%) 81	(97.0%) 185.7
競争性のない 随意契約	(16.1%) 14	(15.3%) 29.3	(4.5%) 3	(7.9%) 5.9	(△78.6%) △11	(△80.0%) △23.5	(6.9%) 6	(3.0%) 5.8
合計	(100%) 87	(100%) 191.6	(100%) 66	(100%) 74.7	(△24.1%) △21	(△61.0%) △116.9	(100%) 87	(100%) 191.6

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、平成23年度の対20年度伸率である。

(注3) 見直し計画の計数等は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)」に基づき公表した見直し計画である。

(参考) 図表 平成20年度と平成23年度に締結した契約の状況



(注) 「一般競争入札・指名競争入札等」には、不落・不調の随意契約を含む。

2. 見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達しなかった主な理由

見直し計画において真にやむを得ないものとして整理した契約以外は競争性のある契約による調達を実施しており、契約件数ベースでは見直し計画を達成できたものの、①制度改正等必要不可欠なシステム改造が平成 23 年度に集中したことにより随意契約の金額が微増となったこと、②契約総額が平成 20 年度と比較して減少したことから、随意契約の金額の割合が見直し計画を上回る結果となった。

3. 平成 23 年度において、随意契約から一般競争入札等、企画競争、公募に移行した主な契約

・包袋等の抽出及び移動・再配架作業（一般競争入札へ移行）

4. 一者応札・応募の改善状況

（単位：件、億円）

		平成 20 年度	平成 23 年度	比較増△減
2 者以上	件数	47 (64.4%)	60 (95.2%)	13 (27.7%)
	金額	7.0 ( 4.3%)	58.5 (85.1%)	51.5 (735.7%)
1 者以下	件数	26 (35.6%)	3 ( 4.8%)	△23 (△88.5%)
	金額	155.2 (95.7%)	10.3 (14.9%)	△144.9 (△93.4%)
合 計	件数	73 (100%)	63 (100%)	△10 (△13.7%)
	金額	162.2 (100%)	68.8 (100%)	△93.4 (△57.6%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った係数である。

(注 3) 比較増△減の（ ）書きは、平成 23 年度の対 20 年度伸率である。

5. 一者応札、一者応募に係る改善方策 (URL <http://www.inpit.go.jp/about/disclo/gyomu/pdf/21minaoshi.pdf>)

## 6. 法人と一定の関係を有する法人との契約状況

平成 23 年 7 月 1 日以降に公示・公募等を行った案件のうち、当法人の関係法人等が契約の相手方となった案件はなかった。

(注 1) 「独立行政法人の行う契約に係る情報の公表について」(平成 23 年 6 月 3 日内閣官房行政改革推進室長)により、平成 23 年 7 月 1 日以降に公示・公募等がされた案件のうち、独立行政法人と一定の関係を有する法人が契約の相手方となる案件については、当該法人との間の取引等の状況等を公表することとされている。

(注 2) 関係法人等とは、以下の類型に該当する法人をいう。

(1) 関係法人：次の①及び②のいずれにも該当する法人

①当法人の役員経験者が再就職している、又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

②総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が 3 分の 1 以上である。

(2) 特定関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 107 に規定する会社（当法人が議決権の過半数を所有等）

(3) 関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 118 に規定する会社（当法人が議決権の 100 分の 20 以上を所有等）

(4) 関連公益法人等：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 129 に規定する公益法人等（理事のうち当法人 OB が占める割合が 3 分の 1 以上等）